

市からの 連絡帳



12月は、固定資産税・都市計画税第3期の納期です。
 ~納付には、便利な口座振替を~
 納税課 田(☎042-460-9832)

届出

市民課土曜窓口

土曜日に住民票や印鑑証明の交付のほか転出・転入手続などでもできるサタデーサービスを行っています。

場・時
 保谷庁舎・第1・3・5土曜日
 田無庁舎・第2・4土曜日
 いずれも午前9時~午後0時30分
 週ごとに庁舎が入れ替わりますのでご注意ください。
 12月31日(土)の土曜窓口はありません。
 内容によっては取り扱えないものもありますので、事前にお問い合わせください。

市民課 田(☎042-460-9820)
 保(☎042-438-4020)

市税・国保

市税、国民健康保険料(税) 休日納付相談窓口

時12月3日(土)・4日(日)
 いずれも午前9時~午後4時
場市税...納税課(田無庁舎4階)
 国民健康保険料(税)...保険年金課(田無庁舎2階)
 窓口は田無庁舎のみです。
内市税、国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行^{など}
 納税課 田(☎042-460-9832)
 保険年金課 田(☎042-460-9824)

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。
 また、表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をすることになっています。

◆登記に関する問い合わせ先
田法務局田無出張所(☎042-461-1130)
 資産税課 田(☎042-460-9830)

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

平成23年1月2日から平成24年1月1日までの間に、下記の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

要件
 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること

平成23年1月2日~平成24年1月1日に新築された住宅であること
 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること
 居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下であること

平成24年1月31日(火)までに資産税課(田無庁舎4階)へ必要書類の提出があること

減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

減額範囲

居住部分について、床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡相当部分が減額対象になります。

必要書類
 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

申告について

資産税課職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることを伝えてください。減額の申告手続きについて説明します。

◆認定長期優良住宅に関する問合せ
田東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課(☎042-464-2154)

◆認定長期優良住宅の新築家屋への減額に関することは下記へ。
 資産税課 田(☎042-460-9830)

福祉

介護給付費通知を発送しました

介護保険制度への理解を深めていただくと同時に、介護保険事業を健全に運営するため、介護保険のサービスを利用している方に、介護給付費通知として介護サービスの利用実績をお知らせしています。

発送日 11月下旬
対象 平成23年9月に介護または介護予防サービスを利用された方
 高齢者支援課 保(☎042-438-4030)

退職者のための住宅手当

~住宅手当緊急特別措置事業~

就労能力・意欲のある退職者で、住宅を失っている、またはその恐れのある方を対象として、原則6か月(最長9か月)間、賃貸住宅などの家賃として手当を支給します。あわせて、再就職に向けた支援を行います。

支給要件などの詳細は、下記へお問い合わせください。
 (平日の午前9時~午後4時)

生活福祉課 保(☎042-438-4025)
 田(☎042-460-9835)

子育て

ファミリー・サポート・センターファミリー会員登録説明会

内地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員に登録希望の方は出席してください(子ども同伴可)。

時・場 時間厳守

12月10日(土)午前10時~正午・保谷保健福祉総合センター6階

12月20日(火)午前10時~正午・田無総合福祉センター2階

持保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚、印鑑、80円切手1枚(会員証郵送用)

申・田説明会前日の午後5時までにファミリー・サポート・センター事務局(☎042-438-4121)へ(申込順)

申込多数の場合はお断りすることがあります。

子ども家庭支援センター(☎042-425-3303)

e L T A X(電子申告、電子申請)が便利です

~地方税の手続きが簡単にインターネットを利用して行えます~

電子申告システムは、市(田)からではなく、インターネット経由でe L T A X(エルタックス:地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム)を通じて行うことができます。

(1)電子申告とは?

電子申告(電子申請を含む)とは、税関連の手続き(申告・届出)を納税者や給与事務担当者がパソコンを使って行うことです。

e L T A Xとは地方税の電子申告を行う際に使用するシステムで、これまでの郵送で行っていた書面手続きが、自宅、オフィス、会計事務所などのパソコンからインターネットを通じて、簡単に行うことができます。

(2)e L T A Xで利用できる手続きは?

対象税目 手続種別	個人市・都民税 (特別徴収)	法人市民税	固定資産税 (償却資産)
電子申告	給与支払報告 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 普通徴収から特別徴収への切替申請 ^{など}	中間申告 確定申告 修正申告 ^{など}	全資産申告 増加資産/減少 資産申告 修正申告 ^{など}
電子申請・届出	特別徴収義務者の所在地・名称 変更届出	法人設立・設置届 異動届	

(3)e L T A Xにするとこんなに便利です!

自宅、オフィス、会計事務所からインターネットで簡単に申告できます。複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。

市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます(e L T A X対応ソフトウェアに限り)。

電子データで提出できるため、書類を郵送する必要がなくなります。

(4)e L T A Xご利用の流れ

◆個人の電子証明書の取得方法

個人の電子証明書の発行には、住民基本台帳カードに電子証明書を格納することが必要です。住民基本台帳カード・電子証明書の取得手続きについては、運転免許証や旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち1点に加えて

健康保険証や年金手帳などで本人確認を2点で行います。

上記書類をお持ちでない方は、申請後本人宛てに照会文書を郵送(簡易書留)し、再度来庁して手続きをしていただくため、1週間程度時間がかかります。

電子証明書の有効期間は3年間です。有効期間が終了した場合は新しい電子証明書を取得してください。

◆問い合わせ先

法人の電子証明書の取得方法およびe L T A Xについて...

e L T A Xサポートデスク ナビダイヤル・☎0570-081459(I P 電話や P H S などの場合・☎03-5765-7234)

月~金曜日午前8時30分~午後9時
 e L T A X 田 http://www.eltax.jp/

個人の電子証明書の取得方法
 市民課 田(☎042-460-9820)
 保(☎042-438-4020)

個人市・都民税(特別徴収)
 市民税課 田(☎042-460-9827・9828)

法人市民税
 市民税課 田(☎042-460-9826)
固定資産税(償却資産)
 資産税課 田(☎042-460-9830)

保育園入所児童の募集受付

平成24年4月から保育園に入園(転園)を希望するお子さんの申し込みを受け付けます。

◆平成23年度の入所(転園)申請をし、欠員がないために待機されている方で、引続き平成24年度の入所(転園)を希望される方は、再度申し込みをしてください。

申込書などの配布場所

保育課(田無庁舎1階) 市内各認可保育園

受付場所・日時

保育課(田無庁舎1階)
 12月1日(木)~15日(木)(平日:開庁時間~午後7時、土・日曜日:午前9時~午後5時)

保谷庁舎特設会場 防災センター6階)12月5日(月)~11日(日)(平日・土・日曜日:午前9時~午後5時)

◆12月16日(金)~平成24年2月4日(土)までに生まれたお子さんの申し込みは、平成24年2月7日(火)まで受け付けします。

市内認可保育園では受け付けていません。
 詳細は市報11月1日号をご覧ください。

保育課 田(☎042-460-9842)